

令和8年度 調布市立深大寺小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

- いじめ防止対策に関する法令等**
- ・日本国憲法
 - ・教育基本法
 - ・学校教育法
 - ・いじめ防止対策推進法
 - ・東京都いじめ防止対策推進条例
 - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
 - ・調布市子ども条例
 - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
 - ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項 等

目指す児童像

- 人との関わりをもち、自分の心を豊かにする子
- 互いのよさや違いを認め合うことのできる子

- 目標策定の方針**
- ・日々、全児童が、自己肯定感をもてる教育活動を行う。
 - ・組織的に児童理解を深め、いじめの早期発見、早期対応をする。
 - ・地域、保護者との連携の中で、いじめを生まない、いじめを許さない風土を醸成していく。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・児童が安心・安全に過ごすことができる環境をつくる。
- ・いじめはしない、させない、決して許さない、という心情を育む。
- ・あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

- 教職員の指導力の向上**
- ・「いじめ総合対策」や「人権教育プログラム」、「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」の資料を使い、指導力向上の為に校内研修を年3回実施する。
- 学校の組織的対応**
- ・学年担任制を通して、担任一人に抱え込まず、複数の目と心で感じ、担任間のコミュニケーションを欠かさない。
 - ・「学校いじめ対策委員会」を毎月一回開くとともに、必要に応じて臨時に開催する。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・児童が安心・安全に学校生活を送るために、教職員は、日々の児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを大切に発達支持的生徒指導を行う。
- ・全ての教職員は、校長のリーダーシップの下、学年担任制を通して常に情報共有し、ふざけ合いであっても、人を傷つける可能性、いじめに成り得る可能性のある場面を随時チェックし、指導、記録する。
- ・教職員は、日頃から、児童が困ったらすぐ相談できる関係をつくるよう心掛ける。また、周囲にいる児童の対応についても日頃から指導する。(制止する働きかけ、教職員、保護者に相談する等)
- ・道徳の授業や、いじめ総合対策(第3次) **子供版**を活用し、いじめについて主体的に考えることのできるいじめ防止の授業を実施する。(年3回以上)
- ・6年生児童に対し、弁護士等を活用した法教育の推進を行う。
- ・スマートフォンや通信機能付きゲーム機等によるいじめの未然防止を図るため、外部機関を活用した情報モラル教育の推進を行う。

【早期発見】

- ・全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。
- ・校長のリーダーシップのもと、「**学校いじめ防止対策委員会**」を設置し、組織的に対応する。教職員は、いじめ実態調査を行い、いじめの兆候を感じたら、当委員会に情報提供する。
- ・5年生児童に対し、スクールカウンセラーによる全員面接の実施。
- ・月1回の「こころの健康観察」と学期1回の「生活アンケート」を実施し、児童一人一人の状況を把握するとともに、ICTを活用した相談しやすい環境を整える。

- スクールカウンセラーとの連携**
- ・日頃から児童や保護者の生の声を聞けるような関係を構築し、心の変化を敏感に察知し担任等に報告する。
 - ・発覚したら、実態を詳細に把握し、教員と情報を共有する。専門的立場から具体的対応について助言する。

- 保護者・地域との連携**
- ・保護者会や面談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を共有し、緊密な連携の下にいじめの解消を図っていく。

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

○ 学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合

- | | | |
|---|---|---|
| <p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発覚後時間を空けず、本人、友人、保護者等に徹底して寄り添いながら情報を収集する。 ・名前が出た児童に個別に複数対応で聞き取りをする。 ・その後、聴取内容のつき合わせを行い、合意点、矛盾点をまとめ、より正確な把握に努める。 | <p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ対策委員会」は、管理職、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任で構成する。必要に応じて、他職員も加わる。 ・同委員会が実態を把握し、今後の対策、被害児童の支援等を検討していく。 | <p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が「絶対を守る」という姿勢をもち、最優先で対応する。 ・相談してきたことを称賛し、カウンセラーやSSWとも協働しながら心の傷を癒す手助けをしていく。 <p><いじめを行った児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の行為を振り返らせ、心に傷を負わせてしまった自分の言動を認識させ、相手の心に思いをいたらせる。 ・児童の背景と心情に寄り添うことを忘れず、その上で、いじめは許されない事として指導し、今後の改善点を共に考えていく。 |
|---|---|---|

○ 学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)

- 関係諸機関との連携** 連携機関⇒(指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等)
- ・実態把握で収集した内容を正確に指導室に伝達、共通理解する。
 - ・指導室の見解も考慮に入れ、どの機関に協力を要請するか適宜判断し、連絡を入れ、早急に話し合いの場をもつ。
 - ・各機関の見解に即し、どの機関、部署が、何を、誰に、どのように伝え、どんな指導を入れるか決め、実行に移す。

*** 重大事態への対処**

- いじめが「重大な事態」の疑いがあると判断された場合の手順**
- ①教育委員会に報告し、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
 - ③被害児童及び、保護者に対して、スクールカウンセラーを派遣する。
 - ④加害児童への対応の検討
 - ⑤警察や児相等との連携
 - ⑥緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	○国語(伝え合う力)		○保健体育(体の発育・発達)		○理科(生命尊重)		○保健体育(心の健康)		○「人権週間」命の授業		○社会(多様性を認める態度)	
	○体育(公正な態度・協力)		○普通救命講習(6年)		○国語(伝え合う力)		○算数(筋道を立てて考える力)					
生活指導	防災教育の日(4月) ふれあい月間(6月)		エールウィーク(8-9月)		ふれあい月間(11月)		エールウィーク(12・1月)		ふれあい月間(2月)			
	こころの健康観察(毎月1回以上) →											
	生活アンケート(6月) セーフティ教室(6月)		生活アンケート(11月)		「いのちと心の教育」月間(12月)		生活アンケート(2月)					
学校行事	入学式(4月) だるま運動会(5月) 水泳指導(6・7月)		芸術ウィーク(11月)		卒業式(3月)							
	地区班集会(7月)		日光移動教室(9月) 八ヶ岳移動教室(10月) 秋さがし遠足(11月)		地区班集会(3月)							
特別活動	清掃・給食集会(4月) 食育旬間(6月) あいさつ運動(6月)		食育集会(11月) あいさつ運動(11月)									
	SOSの出し方に関する教育(7月)		たてわり班活動(6月~2月)		SOSの出し方に関する教育(12月)		6年生を送る会(2月)					
道徳科	道徳授業地区公開講座・いのちと心の教育月間(12月)											
	いじめに関する授業(4月)		いじめに関する授業(9月)		いじめに関する授業(1月)							
家庭・地域	保護者会(4月) 学校公開(6月) 個人面談(7月)		学校公開(9月) 学校公開(10月) 保護者会(12月) 学校公開(1月) 保護者会(3月)									
	防災教育の日(4月)		道徳授業地区公開講座(12月)									